

大学等の専門職学科の 制度化に向けた検討状況について

塩原誠志 文部科学省 高等教育局 主任大学改革官

1 制度化の経緯

先の第193回通常国会において学校教育法の一部を改正する法律が成立し、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関である「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化が図られた(平成31年4月施行)。専門職大学等は、大学等のうち、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力の育成・展開を目的とするものと定義され、当該大学等の機関全体を専門職人養成に特化させる枠組みとして創設されたものである。

一方、新たな高等教育機関の制度化を提言した平成28年5月の中央教育審議会答申では、新機関の設置形態について、①既存の大学等と並ぶ独立の組織として設置されるとともに、②「既存の大学・短期大学が、実践的な職業教育の専攻を新たに開設し、アカデミックな教育とより実践的な教育とを共に提供していけるよう…一部の学部や学科を転換させる等により、新たな機関を併設できるように…することが適当である」としている。

2 制度化の検討内容

これらを踏まえ、文部科学省では、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学等の中にも活かすよう、大学等の「専門職学科」の制度化を図るべく、現在、そのための大学・短期大学設置基準の改正等の検討を進めている。検討している改正案の全体概要は図1の通りであるが、そのポイントとして、以下の点が挙げられる。

【専門職学科の位置付け】

大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を

育成・展開させる教育課程を編成して教育を行う学科として、「専門職学科」を設けることができることとする。専門職学科のみで組織する学部である「専門職学部」の設置も可能とする。

【専門職学科に係る設置基準の特例】

そのうえで、専門職学科に係る設置基準の特例として、

①教育課程については、

- ・産業界等との連携による教育課程の開発・編成・実施
- ・「実践力」と「創造力・応用力」を育成するための必要な授業科目の開設
- ・実習の重視(卒業単位の概ね1/3以上。企業等における長期の「臨地実務実習」)

・入学前の実務経験を勘案した単位認定の仕組みの導入

②教員については

- ・小規模の学科を想定した専任教員数の基準の整備
- ・実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の4割以上)

③学生受け入れについては

- ・実務経験者等入学者の多様性に配慮した入学者選抜

④施設設備等については

- ・小規模の学科を想定した必要校舎面積の基準の整備
- ・「臨地実務実習」の必修化等の特性を踏まえた必要校舎面積基準の弾力化

等の観点から独自の基準を定める。これらの内容は、基本的に専門職大学等の制度から採り入れたものだが、例えば、専門職学科で開設すべき授業科目の設定としては、専門職大学等における「基礎科目」に代えて「一般・基礎科目」を設定し、当該科目には「幅広く深い教養の涵養」のための科目(全学共通の一般教養教育科目等)を含め得るようにする等、アカデミックな教育と実践的な職業教育を共に提供する大学としての特性を、より活かせる仕組みとしている。

図1 大学等の専門職学科の制度化について【大学設置基準・短期大学設置基準の改正】(案)

- 大学等は、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開させる教育課程を編成して教育を行う学科(「専門職学科」)を置くことができることとし、専門職学科に係る基準の特例を定める。【平成31年4月1日施行】
 - ※学科に代えて課程(大学設置基準第5条)を設ける場合等にも、同様の措置を可能とする。
 - ※専門職大学のみで組織する学部である「専門職学部」の設置も可能とする。

設置基準の特例

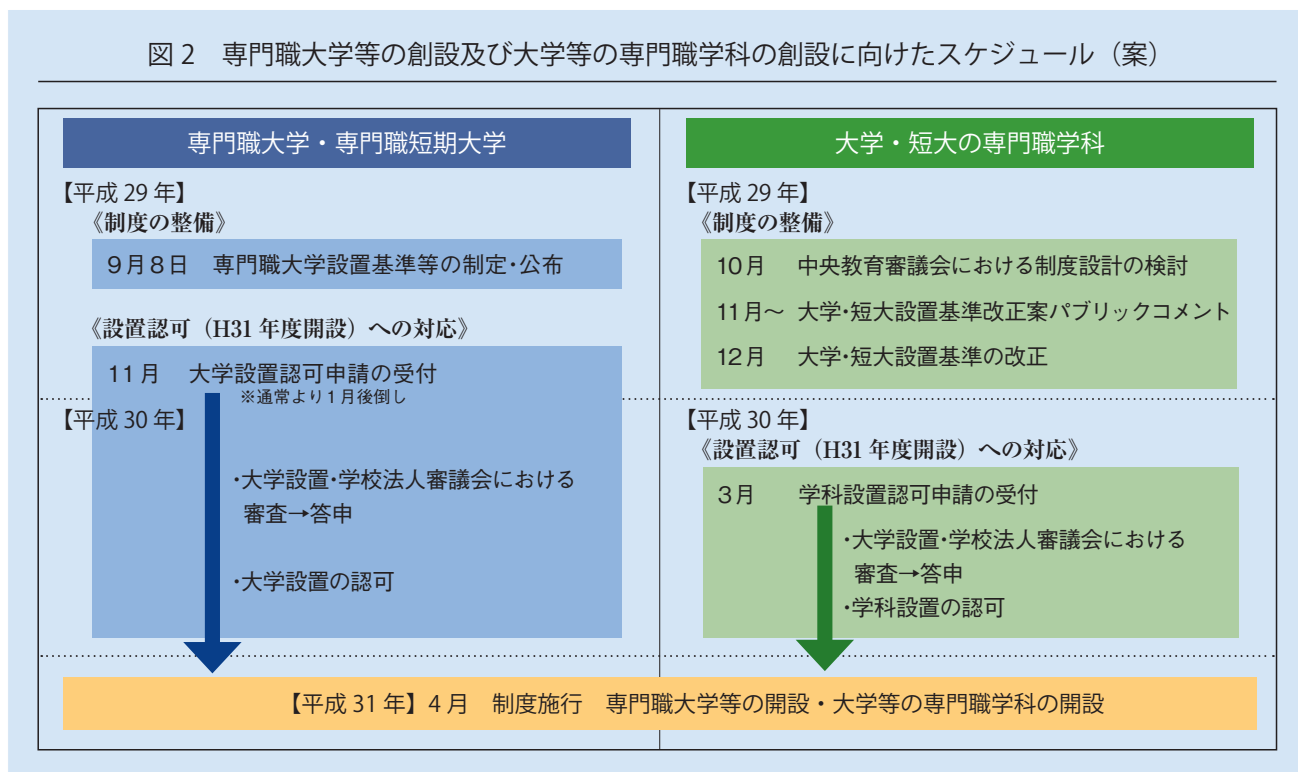
教育課程の編成	【教育課程の編成方針】 ◎産業界等と連携しつつ、教育課程を自ら開発・開設、不断に見直し。 ◎「専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力」の育成・展開及び「職業倫理の涵養」に配慮。	教員	【専任教員数】 ◎専任教員数については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。
	【教育課程連携協議会】 ◎産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のための「教育課程連携協議会」の設置を義務付け。		【実務家教員】 ◎必要専任教員数のおおむね4割以上は「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」(実務家教員)とする。 ◎必要専任実務家教員数の二分の一以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする。 ※大学等での教員歴、修士以上の学位、又は企業等での研究上の業績のいずれかを求める。 ◎必要専任実務家教員数の二分の一以内は、「みなし専任教員」(専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を有する者)で足りるものとする。
授業科目	【開設授業科目】 ◎開設すべき授業科目として、4つの授業科目を規定。 ①一般・基礎科目〔4年制で20単位以上/2年制で10単位以上〕 ②職業専門科目〔4年制で60単位以上/2年制で30単位以上〕 ③展開科目〔4年制で20単位以上/2年制で10単位以上〕 ④総合科目〔4年制で4単位以上/2年制で2単位以上〕	学生	【入学者選抜】 ◎実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うことを努力義務として規定。
卒業要件等	【実習等の重視】 ◎卒業要件として、実習等による授業科目で一定単位数の修得を求める。〔4年制で40単位以上/2年制で20単位以上〕 ◎上記の実習等による授業科目には、企業等での「臨地実務実習」を一定単位数含む。〔4年制で20単位以上/2年制で10単位以上〕 ※やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげられる場合は、企業等と連携した「連携実務演習等」による一部代替も可能とする。〔4年制で5単位まで/2年制で2単位まで〕		【同時に授業を行う学生数】 ◎同時に授業を行う学生数については、原則として40人以下。 ※教育上必要があり、かつ十分な教育効果をあげられる場合にはこの限りでない。
	【入学前の期修得単位の認定】 ◎入学前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなし単位認定できる仕組みを整備。〔4年制で30単位まで/2年制で15単位まで〕	施設設備	【校舎面積】 ◎校舎面積については、小規模の学部・学科を想定した基準を新設。 ◎臨地実務実習が必修である等の特性を考慮し、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用に確保する場合等、一定の要件の下に、必要校舎面積を減ずることを可能とする。

【設置認可の取り扱い】

なお、現行制度において、学位の種類及び分野の変更を伴わない学部・学科の設置は、認可を要さず、届出のみで行える

ものとされている。この点に関し、専門職学科への転換等に係る一定の学科の設置については、必ず認可に係らしめることとするよう、専門職学科の学位とその他の学位とでは、学位の分野が異なるものとみなす取り扱いとする予定である。

図2 専門職大学等の創設及び大学等の専門職学科の創設に向けたスケジュール（案）



〔学位の種類及び分野の変更等に関する基準(告示)〕の一部改正)。

【今後のスケジュール】

以上について、今後、中央教育審議会の審議及びパブリックコメントの手続きを経て、本年中を目途に最終案を取りまとめた上で、所要の基準改正を行う予定である。これにより、来年3月には学部・学科設置認可申請の受付を開始し、専門職大学等と同じく、平成31年度からの専門職学科の開設を可能とすることを目指す。(図2)

3 高等教育を取り巻く状況の変化と専門職学科

「第4次産業革命」の進展等による産業構造の急激な変化や、本格的な人口減少社会の到来等、高等教育を取り巻く環境は大きく変化している。そのようななか、これからの高等教育機関では、知識・技能を学んで修得するだけでなく、学んだ知識・技能を実践・応用する力や、自ら問題の解決・発見に取り組む力、多様な他者と協働しながら、新たなモノやサービスを生み出し、社会に新たな価値を創造する力を育成して

いくことが不可欠である。専門職学科の教育は、専門職大学等と同様、こうした社会状況を踏まえつつ、より高度で実践的・創造的な教育や、成長分野で必要とされる人材養成の強化を求める産業界の声に応えるものであり、ある分野の専門業務を牽引し、または新規分野を開拓する人材を育成するため、産業界と密接に連携した教育を行おうとする場合に最も適した枠組みとして、創設するものである。

また、国においては、現在「人づくり革命」を政府の最重要施策に位置付け、「何歳になっても学び直しができるリカレント教育」の環境整備や、「社会人の多様なニーズ、実践的な教育のニーズに応える高等教育改革」の推進等を図ることとしている。そうしたなかで、専門職学科の仕組みを適切に活用していくことも重要となる。

今、多くの大学等においても、より一層の機能強化に向け、組織見直しも含めた将来計画の検討を進められていることと思う。それぞれの役割・強みを踏まえつつ、更なる機能強化を目指すなかで、その方向性によっては、新たな選択肢となる「専門職学科」への転換等について、積極的に検討されることを期待したい。